

危 対 第 1 2 4 号
令 和 3 年 8 月 6 日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
第 31 条の 6 第 1 項及び第 24 条第 9 項に基づく要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 6 第 1 項
及び第 24 条第 9 項に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大につ
ながるおそれのある施設の営業時間の短縮を要請します。

記

1 施設の営業時間の短縮要請をする期間及び時間

要請期間：令和 3 年 8 月 8 日（日）0 時から令和 3 年 8 月 31 日（火）24 時まで

要請時間：午後 8 時から翌朝午前 5 時まで

※終日、酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）は行わないこと

2 対象とする区域

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、
下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西
伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

3 対象とする施設

(1) 飲食店

以下のすべてを満たす飲食店

ア 食品衛生法第 55 条の許可を受けた、食品衛生法施行令第 35 条第 1 号（飲食店
営業）に定める営業を行う施設

イ 日本標準産業分類上、中分類 76「飲食店」に分類される施設

施設の例示

レストラン、日本料理店、ラーメン屋、そば・うどん屋、中華料理屋、寿司店、ハ
ンバーガー屋、定食屋、喫茶店、居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼鳥屋、焼肉屋、
バー、パブ、ナイトクラブ など

※対象とならない施設の例

ホテル・旅館等での宿泊者専用の食堂、テイクアウト型・デリバリー型の飲食店、
弁当屋、コンビニのイートイン など

(2) 大規模集客施設

建築物の床面積の合計が 1,000m² 超の大規模な集客施設

分類	対象施設	要請
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>○人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内</p> <p>○午後 8 時までの営業時間短縮 (イベント開催時は午後 9 時まで)</p> <p>○映画館は午後 9 時までの営業時間短縮</p>
	集会場、公会堂 など	
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、 柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊 園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外 テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習 場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタ ジオ など	
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 など		
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後 8 時までの営業時間短縮
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨 店、家電量販店 など	